

(第 18 号議案)

中野区事務手数料条例の一部を改正する条例について

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に伴い、建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査制度が創設されたため、中野区事務手数料条例を次のように改正する。

1 改正概要

中野区事務手数料条例の別表第 3 に次の手数料を新設するとともに所要の規定整備を行う。

- (1) 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料
27,100 円～871,000 円 【別表第 3 1】
- (2) 建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料
19,100 円～610,000 円 【別表第 3 2】
- (3) 建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更該当していることの証明手数料
19,100 円～610,000 円 【別表第 3 6】

2 施行日

平成 29 年 4 月 1 日

(第 18 号議案)

中野区事務手数料条例（昭和 33 年中野区条例第 2 号）新旧対照表

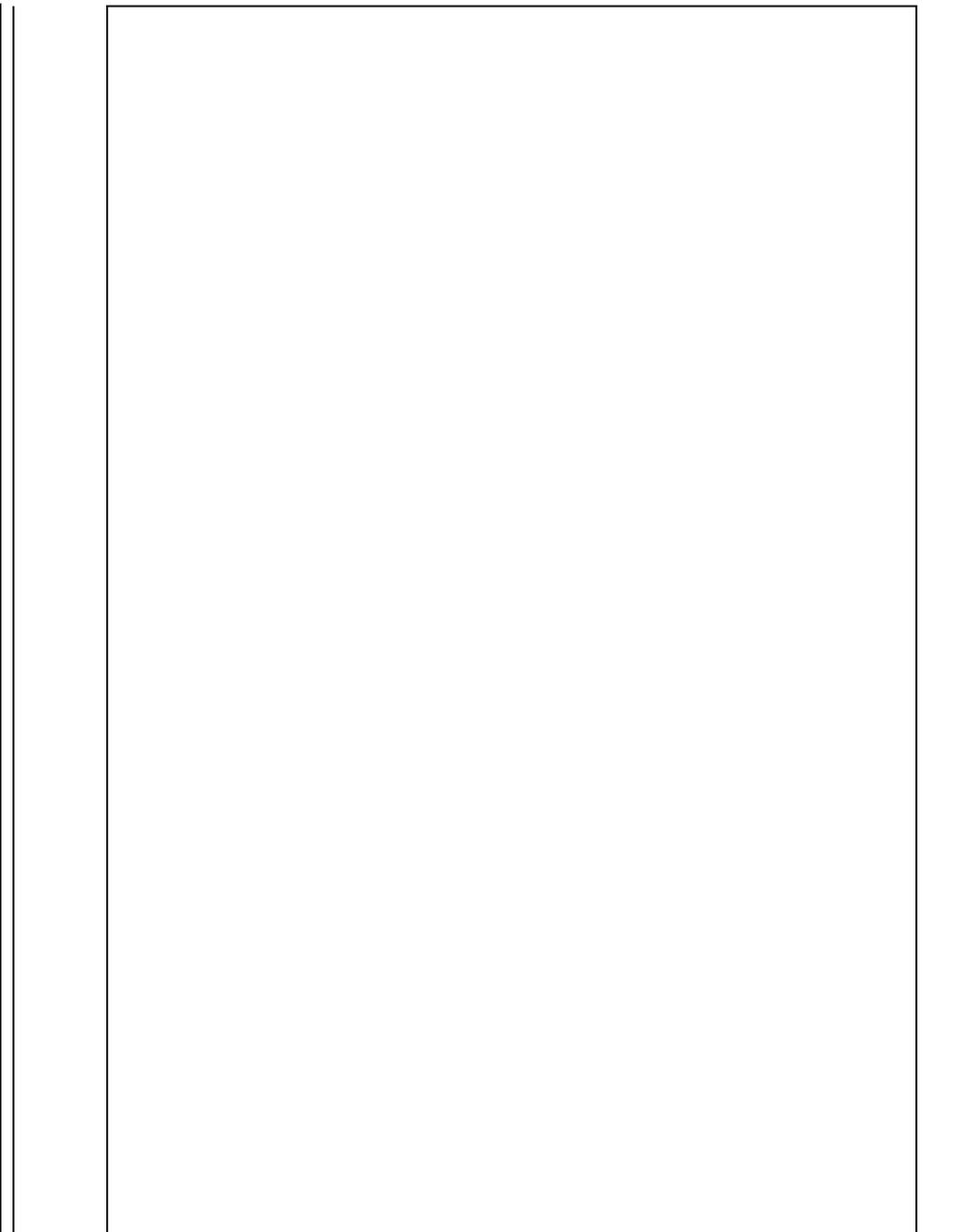
改正案				現行					
第 1 条～第 6 条（略） 附 則（略） 別表第 1・別表第 2（略） 別表第 3（第 2 条関係）				第 1 条～第 6 条（略） 附 則（略） 別表第 1・別表第 2（略） 別表第 3（第 2 条関係）					
事務	名称及び額			徴収 時期	事務	名称及び額			徴収 時期
1 建築 物のエ ネルギー 消費性 能の向 上に 関する 法律第 27 年 法律第 53 号）第 12 条 第 1 項 又は第 13 条	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じ て、次に掲げる額			計 画 提 出 又 は 計 画 通 知 の と き					
	(1) 非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に 関する法律第 11 条第 1 項に規定する非住宅部分をい う。以下この表において同じ。）の用途が工場等（工 場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増 殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場、と畜場、 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以 下この表において同じ。）のみの場合	当該部分の床面積 の合計が 300 平 方メートル以 上 2,000 平方 メートル未満のもの	27,100 円						
		当該部分の床面積 の合計が 2,000 平方 メートル以 上 5,000 平方 メートル未満のもの	80,400 円						
		当該部分の床面積 の合計が 5,000 平方 メートル以	128,000 円						

第2項
の規定
に基づ
く建築
物エネ
ルギー
消費性
能適合
性判定

		上10,000平方メートル未満のもの	
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	161,000円
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	201,000円
2)	(1)以外の非住宅部分の場合	モデル建物法（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第1項第1号イの一次エネルギー消費量（以下この表において「一次エネルギー消費量」という。）の算出に用いるべき標準的な建築物及び同省令第10条第1号イ(1)の屋内周囲空間の年間熱負荷（以下この表において「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。）の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。以下この表（5の項を除く。）において同じ。）による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 235,700円 309,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	

--	--	--	--

	もの	
	当該部分の床面積	371,000円
	の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	
	当該部分の床面積	435,000円
	の合計が25,000平方メートル以上のもの	
標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。以下この表（5の項を除く。）において同じ。）による場合	当該部分の床面積	367,100円
	の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	
	当該部分の床面積	523,700円
	の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	
	当該部分の床面積	646,000円
	の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	
	当該部分の床面積	763,000円



計画の
変更
に係る建
築物エ
ネルギー
消費
性能適
合性判
定

	もの	
	当該部分の床面積	113,000円
	の合計が10,000平方メートル	
	以上25,000平方メートル未満	
	のもの	
	当該部分の床面積	141,000円
	の合計が25,000平方メートル	
	以上のもの	
2) (1)以外の非住宅モデル建物法による場合	当該部分の床面積	102,100円
部分の場合	の合計が300平方メートル以上	
	2,000平方メートル未満のもの	
	当該部分の床面積	165,100円
	の合計が2,000平方メートル以上	
	5,000平方メートル未満のもの	
	の	
	当該部分の床面積	216,000円
	の合計が5,000平方メートル以上	
	10,000平方メートル未満のもの	
	の	
	当該部分の床面積	260,000円

--	--

	の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	
	当該部分の床面積	305,000円
	の合計が25,000平方メートル以上のもの	
標準入力法等による場合	当該部分の床面積	257,100円
	の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	
	当該部分の床面積	366,700円
	の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	
	当該部分の床面積	453,000円
	の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	
	当該部分の床面積	535,000円
	の合計が10,000平方メートル	

--	--

以上25,000	
平方メートル未満	
のもの	
当該部分の床面積	610,000円
の合計が25,0	
00平方メートル	
以上のもの	

3 建築 (略)	物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請に対する審査	1) 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合	ア (略)	(略)	(略)	認定申請のとき
		イ ア 住戸ごとの申請の場合	(略)	(略)	(略)	
		以外一の建築物申請の場合	住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分)をいう。以下この表において同じ。)	(略)	(略)	
		非住宅部分	(略)	(略)	(略)	
2) (1)以外の場合	ア (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		イ ア 住戸ごとの申請の場合	(略)	(略)	(略)	

1 建築 (略)	物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上	1) 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合	ア (略)	(略)	(略)	認定申請のとき
		イ ア 住戸ごとの申請の場合	(略)	(略)	(略)	
		以外一の建築物申請の場合	住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分)をいう。以下この表において同じ。)	(略)	(略)	
		非住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分)をいう。以下この表において同じ。)	(略)	(略)	(略)	
2) (1)以外の場合	ア (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		イ ア 住戸ごとの申請の場合	(略)	(略)	(略)	

	以外の建築物の申請の場合	住宅部分	(略)	(略)
		非住宅モデル建物法による場合	(略)	(略)

	計画の認定の申請に対する審査	以外の建築物の申請の場合	住宅部分	(略)	(略)
			非住宅モデル建物法(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号)第1条第1項第1号イに規定する一次エネルギー消費量(以下この表において「一次エネルギー消費量」という。)の算出に用いるべき標準的な建築物及び同省令第8条第1号イ(1)に規定する屋内周囲空間の年間熱負荷(以下この表において「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。)の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。次項にお	(略)	(略)

						標準入力法等による場合	(略)
							(略)

						いて同じ。)による場合		
						標準入力法等(実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。次項において同じ。)による場合	(略)	(略)

4 建築 (略)							
物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上	2) (1)以外のア	一戸建て住宅		当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	(略)	(略)	
				当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	(略)		
		イ	ア	住戸ごとの申請の場合	当該住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のもの		
				当該住戸の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メ	(略)		

2 建築 (略)							
物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上	2) (1)以外のア	一戸建て住宅		当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	(略)	(略)	
				当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	(略)		
		イ	ア	住戸ごとの申請の場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの		
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メ	(略)		

計画の変更の認定の申請に対する審査			一トール未満のもの	
			当該住戸の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	(略)
			当該住戸の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	(略)
(略)				

5 建築 (略)

物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性	2) (1)以外の場合	ア 戸建住宅	性能基準（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)に定める基準をいう。）による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	(略)	(略)
			仕様基準（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。以下この項において同じ。）による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	(略)	
				当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	(略)	

計画の変更の認定の申請に対する審査			一トール未満のもの	
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	(略)
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	(略)
(略)				

3 建築 (略)

物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性	2) (1)以外の場合	ア 戸建住宅	性能基準（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)に定める基準をいう。）による場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	(略)	(略)
			仕様基準（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。以下この項において同じ。）による場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	(略)	
				当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	(略)	

消費性 能確保 計画の 変更が 軽微な 変更 に 該当し ている ことの 証明		当該部分の床面積	113,000	
		の合計が10,000	円	
		00平方メートル		
		以上25,000		
		平方メートル未満		
		のもの		
	2) (1)以外の非住宅 部分の場合	モデル建物法による場合	当該部分の床面積	141,000
			の合計が25,000	円
			00平方メートル	
			以上のもの	
			当該部分の床面積	102,100
			の合計が300平	円
	方メートル以上			
	2,000平方メ			
	ートル未満のもの			
	当該部分の床面積	165,100		
	の合計が2,000	円		
	0平方メートル以			
	上5,000平方			
	メートル未満のも			
	の			
	当該部分の床面積	216,000		
	の合計が5,000	円		
	0平方メートル以			
	上10,000平			
	方メートル未満の			
	もの			
	当該部分の床面積	260,000		
	の合計が10,000	円		

	00平方メートル	
	以上25,000	
	平方メートル未満	
	のもの	
	当該部分の床面積	305,000
	の合計が25,0	円
	00平方メートル	
	以上のもの	
標準入力法等による場合	当該部分の床面積	257,100
	の合計が300平	円
	方メートル以上	
	2,000平方メ	
	ートル未満のもの	
	当該部分の床面積	366,700
	の合計が2,00	円
	0平方メートル以	
	上5,000平方	
	メートル未満のも	
	の	
	当該部分の床面積	453,000
	の合計が5,00	円
	0平方メートル以	
	上10,000平	
	方メートル未満の	
	もの	
	当該部分の床面積	535,000
	の合計が10,0	円
	00平方メートル	
	以上25,000	

平方メートル未満 のもの	
当該部分の床面積 の合計が25,000 平方メートル 以上のもの	610,000

備考

- 1 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更該当していることの証明手数料（以下この表において「適合性判定手数料等」という。）の算出において、複合建築物（住宅部分と非住宅部分とを含む建築物をいう。）の共用部分は、居住者以外の者のみ
が利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より
大きくなる場合には、非住宅部分として取り扱う。
- 2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であ
つて、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20
分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の適合性判定手数料等の額
は、当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算出した額とする。
- 3 非住宅部分の一部に工場等の用途を含む一の建築物の適合性判定手数料等の額
は、非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合により算出した
額とする。
- 4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する特
定建築行為に該当する増築又は改築（同法附則第3条第1項の規定が適用される特
定増改築を除く。）を行う場合の適合性判定手数料等の額は、当該増築又は改築に
係る部分の床面積の合計に応じて算出した額とする。
- 5 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費
性能向上計画変更認定申請手数料（以下この表において「認定申請手数料等」とい

備考

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費
性能向上計画変更認定申請手数料について、一の建築物の申請の場合の手数料の額

う。)について、一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。

6 認定申請手数料等について、同一の建築物において住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額とする。

7 認定申請手数料等について、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物の非住宅部分のみを申請する場合の手数料の額は、当該非住宅部分の床面積の合計を一の建築物の申請の場合における非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額とする。

8 (略)

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。

2 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料について、同一の建築物において住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額とする。

3 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料について、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物の非住宅部分のみを申請する場合の手数料の額は、当該非住宅部分の床面積の合計を一の建築物の申請の場合における非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額とする。

4 (略)